

＜市民税・県民税税額決定通知書＞（市民税を個人で納付している場合）

※ただし、非課税の場合にはこの通知は届きません。

拡大

市民税の
所得割額と
均等割額を
チェック

→市民税が非課税＝1/2 額減免・助成 ※未申告者等を除く

○「所得割額」が〇円の場合（均等割額は課税されている）
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税
＝1/4 額減免・助成

○「所得割額」と「均等割額」がともに課税されている場合
→市民税が課税＝減免・助成対象外

＜給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書＞（市民税を事業所（会社）が給与からの引き去りで納税されている場合）
5月下旬頃に、次の横長の通知が、事業所（会社）から配布されますので、この通知で市民税の課税状況を確認することができます。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)									
所得	給与収入	主たる給与以外	給与	所得	課税	所得	所得	所得	所得
	給与所得(課税対象)	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
その他の所得計		総所得金額①							
所得控除	雑損	障・寡・ひ・勤	配偶者	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計②		
	医療費	配偶者	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計②			
社会保険料		小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	(摘要)				

市民税		県民税		森林環境税		特別徴収税額		納付額	
税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④		6月分	
税額控除額⑤		税額控除額⑤		税額控除額⑤		税額控除額⑤		7月分	
所得割額⑥		所得割額⑥		所得割額⑥		所得割額⑥		8月分	
均等割額⑦		均等割額⑦		均等割額⑦		均等割額⑦		9月分	
森林環境税額⑧		森林環境税額⑧		森林環境税額⑧		森林環境税額⑧		10月分	
特別徴収税額⑨		特別徴収税額⑨		特別徴収税額⑨		特別徴収税額⑨		11月分	
控除不足額⑩		控除不足額⑩		控除不足額⑩		控除不足額⑩		12月分	
既充当・既委託納付額⑪		既充当・既委託納付額⑪		既充当・既委託納付額⑪		既充当・既委託納付額⑪		1月分	
既納付額⑫		既納付額⑫		既納付額⑫		既納付額⑫		2月分	
差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		3月分	
変更前税額⑭		変更前税額⑭		変更前税額⑭		変更前税額⑭		4月分	
増減額⑮(⑨-⑭)		増減額⑮(⑨-⑭)		増減額⑮(⑨-⑭)		増減額⑮(⑨-⑭)		5月分	
変更月		変更月		変更月		変更月			

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所(1月1日現在)		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。審査請求書の提出先は、下記問合せ先になります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 伊勢崎市役所財政部市民税課
電話(直通) 0270-27-2716 FAX 0270-24-5125
☞ ここからゆっくりはがしてください。

市民税		県民税		森林環境税		特別徴収税額		納付額	
税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④		6月分	
税額控除額⑤		税額控除額⑤		税額控除額⑤		税額控除額⑤		7月分	
所得割額⑥		所得割額⑥		所得割額⑥		所得割額⑥		8月分	
均等割額⑦		均等割額⑦		均等割額⑦		均等割額⑦		9月分	
森林環境税額⑧		森林環境税額⑧		森林環境税額⑧		森林環境税額⑧		10月分	
特別徴収税額⑨		特別徴収税額⑨		特別徴収税額⑨		特別徴収税額⑨		11月分	
控除不足額⑩		控除不足額⑩		控除不足額⑩		控除不足額⑩		12月分	
既充当・既委託納付額⑪		既充当・既委託納付額⑪		既充当・既委託納付額⑪		既充当・既委託納付額⑪		1月分	
既納付額⑫		既納付額⑫		既納付額⑫		既納付額⑫		2月分	
差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		差引納付額⑬(⑨-⑫-⑩,⑪)		3月分	
変更前税額⑭		変更前税額⑭		変更前税額⑭		変更前税額⑭		4月分	
増減額⑮(⑨-⑭)		増減額⑮(⑨-⑭)		増減額⑮(⑨-⑭)		増減額⑮(⑨-⑭)		5月分	
変更月		変更月		変更月		変更月			

市民税の
所得割額⑥と
均等割額⑦を
チェック

- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに0円の場合
→市民税が非課税＝1/2 額減免・助成
- 「所得割額⑥」のみ0円の場合（均等割額は課税されている）
→市民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税＝1/4 額減免・助成
- 「所得割額⑥」と「均等割額⑦」がともに課税されている場合
→市民税が課税＝減免・助成対象外